

延岡市北方インター公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、延岡市北方インター公園（以下「公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の憩いの場として、公園を延岡市北方町南久保山字石畳子4214番1に設置する。

(行為の禁止)

第3条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 他人に危険を及ぼすおそれのある行為

(行為の許可等)

第4条 公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 集会、展示会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の申請書は、同項各号に掲げる行為をしようとする日の7日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定に基づき許可を受けようとする行為が、次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 前条各号に掲げる行為
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある行為

4 市長は、第1項の許可に、公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

5 市長は、第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 前項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、第1項の許可を受けたとき。

(使用料)

第5条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料（その額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、前条第1項の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により当該許可を受けた行為をすることができなかつたときは、その全部を還付するものとする。

3 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用の禁止等)

第6条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、区域を定めて公園の利用を禁止し、若しくは制限することができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 災害時の避難場所として使用する場合その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、公園の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	使用料の額（日額）
行商（露店を出すことを含む。）を行う場合	4平方メートルにつき150円
興行を行う場合	1平方メートルにつき5円
集会、展示会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用する場合	1平方メートルにつき2円（ただし、販売を伴う場合は、4円）